

平成 22 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 12 月 1 日改訂

平成 25 年 11 月 8 日改訂

## 株式会社レンダー商会 レンタル等取り決め事項 及び レンタル約款

レンタル・イベントご予約お申し込みのお客様へ

株式会社レンダー商会

レンタルお申し込みの前に、必ず下記レンタル等取り決め事項及び賃貸約款を、ご確認・ご了解下さいますようお願い申し上げます。

※本書面は当社店頭及びサイトにて掲示してあり、御発注時には記載事項につきご了承いただいたものとさせていただきます。

### ◎レンタル等取り決め事項 及び レンタル約款

#### ○レンタル料金について

レンダー商会(以下当社)でのレンタル料金は実質使用日の料金体系となっております。

例えば金曜に貸し出し、月曜に返却という場合は「金曜・土曜・日曜・月曜」の 4 日間料金ではなく、土曜・日曜の 2 日間の料金となっております。

※抽選器・白布など 3 日間レンタル料金からの商品もございます。

また使用日に対して早めの貸出・遅めの返却などお気軽にご相談ください。

当社の営業時間は AM8:30~PM5:30(日曜のみ休業・祝祭日は営業しております)になっておりますので営業時間内での貸出・返却をお願いいたします。

(但し、取寄せ商品・手配商品など一部の除外品もございます。)

#### ○長期レンタル料金

当社のレンタル料金は 1 日目使用料金に対して 2 日目からは半額料金となります。

つまり 1 日目 500 円の商品の場合 2 日間料金合計 750 円、3 日間料金合計 1000 円と割安になります。上記の実質使用日料金と併せますと大変割安な料金体系になります。

7 日間以上の場合にはさらに割安な長期料金となりますのでお問い合わせください。

(但し、取寄せ商品・手配商品など一部の除外品もございます。)

#### ○料金のお支払い

料金は原則貸し出し時現金前払いとなります。

ご登録いただいた法人顧客様は伝票払いも承ります。

初回取引のお客様には、身分証の提示・複写をお願いする場合がございます。毀損しやすい商品などの場合、遠方への発送などの場合、別に保証料をお預かりすることがございます。

#### ○レンタル商品の発送について

宅急便で発送可能なレンタル商品もあります。

レンタル料金については前払い(振込)にてお願いいたします。

配送料金着払いにて発送いたします。

平成 22 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 12 月 1 日改訂

平成 25 年 11 月 8 日改訂

## 株式会社レンダー商会 レンタル等取り決め事項 及び レンタル約款

※発送先・ご予約内容に応じて梱包手数料など別途お見積もりさせていただく場合もございます。

○レンタル商品の配達・設営について

配達・設営も承ります。

別途、運搬費・設営費・撤去費などお見積もり承りますのでお気軽にお申し付けください。

特に風の強い季節・場所でのテント設営は危険ですのでまずはお気軽にご相談ください。

<配達に関する料金>

運搬費 当社から配達指定先までの往復料金(軽微な物は窓口などまで納品)

基本的には配達車両乗り入れ可能位置にての積み降ろし

搬入費・搬出費 上記以外

設営費・撤去費 搬入搬出作業に加えて設営・撤去作業まで含む

※時間指定につきましてはお受けできないことがあります。また時間指定の場合及び営業時間外にかかる場合は割増料金をいただくこともあります。

※交通事情等により指定の時間より遅くなることもありますのでご了承ください。

○レンタル期間について

返却日時が過ぎますと、各商品により所定の延長料金を別途ご請求となります。

何らかの事情により、やむを得ず遅延・延長となる場合は、必ず遅延・延長される前にご連絡をお願い致します。

○商品破損及び紛失について

当社の貸出商品は貸出前に整備・動作確認をしております。引渡時にご確認をいただかなかった場合等を含め、商品引渡以降の商品の不良・動作不良につきましては責任を負いかねますのでご了承ください。

返却時には原状復帰としていただき、商品破損及び汚損・付属品の紛失時は、レンタル料金とは別に所定の金額を別途請求させていただきます。

※衝立類・テント類へのテープ及びテープ糊等にもご注意願います。

※取り扱いに注意の必要な商品(白布・紅白幕などの汚損しやすい商品・屋内使用限定の商品など)もございます。例えば白布よりもビニールクロスの方がご用途に合う場合がございますので、お気軽にご相談ください。調理器(綿菓子機・フライヤーなど)の返却時清掃方法については貸し出し時に説明させていただきます。

○キャンセル料について

レンタルキャンセルの場合、貸出日の 5 日前でレンタル費用の 25%、～3 日前で 50%、～当日で 100%の料金をいただきます。※手配品などは別途料金となる場合があります。

運搬・設営等の場合、運搬・設営日の 3 日前から運搬・設営費用等の 100%の料金をいただきます。(商品レンタル費用については上記と同様となります)

イベントの企画・プロデュース・コンサルタントの場合、見積段階までは無料ですが、着手・契約段階以降は別に定めるキャンセル料・違約金を請求させていただきます。

平成 22 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 12 月 1 日改訂

平成 25 年 11 月 8 日改訂

## 株式会社レンダー商会 レンタル等取り決め事項 及び レンタル約款

上記の規定によらず手配料・その他実費をご請求することがあります。

### ◎レンタル備品及びイベントに関する責任範囲及び保険について

当社は請負賠償責任保険に加入しております。この保険は当社の過失に起因する賠償事故に適用されます。また手配品も含め貸出商品には生産物賠償責任保険が付帯するものもあります。この保険は、その商品の設計・構造・製造段階の過失に起因する賠償事故に適用されます。台風・竜巻・突風・降雨など天候に起因する事故等、弊社の過失に起因しない事故につきましては保険の適用対象外となりますのでご注意ください。また設営準備等のために会場等到着後及び引渡し後～撤収完了し会場を離れるまではお客様において管理及び使用責任を負っていただくこととなりますので併せてご注意ください。

また理由の如何を問わずお客様の管理及び使用責任下において通常使用範囲を超える商品の損耗・滅失・汚損等が発生した場合は上記と同様お客様に賠償義務が生じます。

本件本書への記載は万が一の事故の場合、被害者から見て当社ではなく主催者あるいは出店者、会場管理者等を対象としての損害賠償の訴えが起こされる場合があるため、責任範囲として意識していただく必要があるためです。またその場合は弊社保険の対象外となりますので下記記載事項もご参照ください。

○来場者・参加者・出展者・スタッフの皆様に対する各種保険(傷害・損害)の手配・ご相談も承ります。

上記のようにイベントにおいて、その運営中はもちろん準備段階から設営・撤去中においても主催者責任の認識が重要となります。例えば、設営・準備・本番・撤去等までの期間に天候不順が予測される場合は、警報・注意報等に特段の注意が必要となり、万が一の事故の場合には過失として主催者等の責任を問われることとなります。また、出店者への火気取扱いについても注意喚起をする、たとえば出店者要項に明文化するなど主催者責任の一部として求められています。当社としてはこれらのことに対してのアドバイスももちろんさせていただきますが、万が一に備え、保険加入のご検討をお勧めいたします。また出展規約などについても何なりとご相談ください。

特に屋外イベントの場合等、天候を鑑み、レイアウト変更・固定方法・開催中及び時間外の補修なども当社では柔軟に対応いたしますが、天候に起因する事故は保険の対象外となる可能性もあり、かつ設置中・引渡し中も含め万一の事故の際はお客様・主催者の責任となりますので、イベント企画・実施にあたっては何なりとご相談くださることをお勧めいたします。

イベントの実施・運営にあたっては風・雨などの警報・注意報に留意されることはもちろんのこと、突風など現地の状況に細心の注意を図っていただきたいと思います。

○会場警備についての手配・ご相談も承ります。

近年イベント会場での痛ましい事故が相次ぎ法令での規制も厳しくなっております。

会場警備は来場者動線に関わるレイアウト・出展車両乗入などにも深く関わってまいります。主催者責任・事故防止の観点からも万が一の事態に備え何なりとご相談ください。

平成 22 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 12 月 1 日改訂

平成 25 年 11 月 8 日改訂

## 株式会社レンダー商会 レンタル等取り決め事項 及び レンタル約款

お客様各位

当店の商品・サービスをご利用戴きまして誠にありがとうございます。ご利用に際しましては下記約款の記載事項につきご了承いただいたものといたします。

### < レンタル約款 >

〔1〕 賃貸した商品の所有権は株式会社レンダー商会(以下甲という)に属し、顧客(以下乙という)に甲の料金体系・見積に基づく相応の料金にて賃貸するものとします。

〔2〕 料金は乙の手元に渡った時から甲にもどるまでの期間とします。(配送・発送の場合は甲より出発・発送された時点から甲に戻るまでの期間となります。)

イ)料金は現金前払いとします。

ロ)中途解約の場合でも乙は期間中の料金を支払うものとします。

ハ)延長の場合は甲は延長料金を乙に対し請求できるものとします。

〔3〕 乙は商品を十分な注意をもって管理保管し使用するものとします。

第三者に譲渡したりあるいは転貸、質入れ等の行為、商品の改造、改装をしてはならないものとし、その場合甲は乙に対し損害賠償金を請求することができるものとします。甲により設置・設営した物品を乙が移動・改変などした場合はその時点をもって甲は損害賠償の責を免れるものとします。

〔4〕 甲は商品が通常以上に損耗減価した場合乙に対し修理代金あるいは相当品購入に相当する費用及び該当商品の営業に付帯する費用収益を弁償金として請求できるものとします。

〔5〕 甲は乙の身分が明らかでないと判断した場合、乙より保証金を預かることがあります。甲は乙が商品を返還した時に乙に対し、精算の上保証金を返却するものとします。また貸し出し時には身分証の提示・複写をさせていただくことがあります。

〔6〕 貸出期間が満了しても 5 日以内に商品の返還がない場合甲は盗難とみなして管轄裁判所、警察署に被害届けを提出します。

〔7〕 乙が商品貸出期間中に盗難、紛失、滅失あるいは破損した場合、甲は貸出期間中の料金(期間超過している時は追加料金を含む)の他に乙に対し相当品購入に相当する費用及び該当商品の営業に付帯する費用収益を弁償金として請求できるものとします。

〔8〕 貸出商品について第三者が権利を出張する(差押、仮差押、仮処分等)恐れが生じた場合乙は甲に対し通知しなければならないものとします。

〔9〕 乙は氏名、住所等に変更があった場合は甲に対し通知する義務があるものとします。

〔10〕 甲は商品の保管あるいは貸出料金の回収で不安な事態が生じた場合又は本契約が履行されない場合契約をただちに解約し、商品を引き上げても乙は異議の申し立てができないものとします。また商品引き上げ等にかかる費用も請求できるものとします。

〔11〕 甲乙との間に本契約に関して紛争が生じた場合の訴訟については甲の店舗所在地を管轄する裁判所とします。